

研究の窓

老後保障と高齢者負担

老後保障のための公的負担を高齢者にも分担させるべきだという考え方が、しだいに強まってきた。とくに介護保険の財源調達に関して、高齢者からも保険料を徴収すべきだという意見が有力なようである。老後保障の経費は今後長期にわたって増大し続けるし、高齢者がすべて経済的弱者だというわけではないから、高齢者にツケを回す政策を原則的に否定すべきではない。

問題は、どのような方式で高齢者に公的負担を求めるべきかという点にある。ここでとりわけ重要なのは、第1に経済力に応じた公正な負担を課することであり、第2に徴収面および納付面において重大な困難を伴わない手段を選ぶことである。定額の介護保険料を公的年金から源泉徴収しようという案は、第2の執行面の基準から見ればきわめてすぐれている。しかし、公的年金の給付水準に大きなばらつきがある現状では、これが第1の公正な負担配分方式になるとは考えられない。年金額に比例する保険料徴収方式にすれば不公平はかなり是正されるが、それにも重大な限界がある。豊かな老後を送れる恵まれた高齢者は、公的年金以外に大きな消費財源をもっているはずだからである。それは、ひとつは利子配当等の資産所得であり、もうひとつは保有資産の取り崩しである。

そこで、公平の観点を取りわけ重視する一部の理想論者は、高齢者の総合所得と純資産額とに応じた公的負担を要求すべきだと主張するかもしれない。しかし、介護保険料の徴収に関しては、このような算出ベースをとることはまず不可能であろう。租税の形で負担を求めるとしても、やはり容易に克服できない難点がある。第1に、わが国所得税では利子所得は完全な分離比例課税であり、その他の資産所得も総合累進課税されていない場合が少なくない。資産所得の総合課税化がきわめて困難な政策課題であることは、これまでの経験によっても明らかである。第2に、かりに利子所得等を総合累進課税する方針へ転換するとしても、現役時代に申告納税の経験がとばしい高齢者に関して、申告納税方式がうまく機能することは期待薄である。徴税当局は、無申告や申告計算のミスによって悩まされることになるであろう。第3に、純資産を課税ベースとする経常的な財産税は、適正な執行がもっとも難しい税だというのが定評であり、これを多数の高齢者に適用することは考えられない。固定資産税の課税ベースを利用した資産割りであれば、技術的な困難は小さいが、金融資産等を除外した資産課税は公平面から見て高く評価できるものではない。

このように見てくると八方ふさがりのようであるが、決してそうではない。高齢者は、自分のもつ年金所得、資産所得、取り崩せる資産ストックの大きさ等を総合的に考慮に入れて、その消費計画を決めている。そこで、高齢者の消費支出額を担税力の指標と見なして、消費額に応じて介護費用の負担を求めるのが賢明な戦略であろう。この消費全体を課税対象とする税としては、すでに〈消費税〉が存在する。この税は間接税であるから、高齢者が申告納税手続きによって悩まされる心配はない。その代わり消費税は逆進的であるとしばしば非難されてきたが、定額方式

の社会保険料はこれよりはるかに逆進的であることを忘れてはならない。また、高齢者層は公的年金を受給しているから、消費税が最低生計費に食い込む危険は、年金給付額の調整を通じて回避できることも重要である。なお、巨額の資産を消費せずに子孫に残そうとする者に対しては、適切な相続課税で対処すればよい。

要するに、公平であるとともに執行が容易な形で、高齢者に介護保障の費用を分担させるための手段として、消費税は大きなメリットをもつ。この点を認識すれば、介護保障の高齢者負担は、消費税を通じての間接的な拠出方式を重視することが望ましい。保険料主義にこだわり過ぎることは、21世紀の福祉財源調達をかえって難しくするであろう。

藤 田 晴

(ふじた・せい 近畿大学教授)

テーマ「21 世紀の経済社会と社会保障」

レポート：社会保障と国民負担	（中央大学教授）	貝塚 啓明
レポート：社会保障と市場	（大阪大学教授）	本間 正明
レポート：社会保障と雇用政策	（慶応義塾大学教授）	佐野 陽子
レポート：政治と福祉	（東京大学教授）	佐々木 毅
レポート：社会保障・科学・倫理	（社会保険大学校教授）	広井 良典
論点整理	（社会保障研究所長）	塩野谷祐一
討 論（司会）	（社会保障研究所長）	塩野谷祐一

挨拶

社会保障研究所長 塩野谷祐一

本日は私どもの研究所の主催いたしますシンポジウムに、多数ご参加いただきまして、まことにありがとうございます。研究所では毎年一度、このようなシンポジウムを開き、これが 30 回目になります。主として学界、実業界の専門家の皆さまをお招きして、議論をしたいという趣旨です。

今回のシンポジウムでは特に主催者側の趣旨として、二つの点を配慮しました。第一は、21 世紀の社会保障制度を考えるに当たって、最近さまざまな審議会等が提案した一連の文書、勧告、提案などを踏まえて議論を行うというものです。お手元の資料にわれわれが対象とする各種の報告書をリストとして掲げてあります^(注)。社会保障制度審議会をはじめとする各種審議会等の報告書を踏まえて、21 世紀の社会保障の目指すべき方向を探ろうというものであります。14 の報告書があり、本日の報告者の先生方にはみなこれを読んでいただいておりますので、ご報告の中で適宜お触れいただければありがたいと思います。

この 14 の報告書の中では、社会保障制度審議会勧告と経済審議会の経済計画の二つは社会保障制度を総括的にとらえております。それ以外のは各論的なもの、医療、福祉、介護といったように各論的なものであります。

このシンポジウムの第二のねらいは、これらの提案や勧告は社会保障の個別事業分野に及んでいるけれども、社会保障はあくまでも一つの統一的な制度であって、その性格を全体として検討したいということです。ですから、医療とか、介護とかといった、個別の分野を掘り下げるということはもちろん重要であるけれども、統一的な制度としての社会保障の全体を検討したいと考えます。ですから、今回の報告者のテーマも、どれ一つとして医療とか介護といった個別の分野の問題をテーマとして掲げていません。個別の分野を別々に取り上げるのではなく、「社会保障と国民負担」「社会保障と市場」「社会保障と雇用政策」「政治と福祉」「社会保障・科学・倫理」といったように、全体としての社会保障制度を受け止める視点について、5 名の方が分担をする格好になっております。

つまり、第一に、制度の改革論について、いろいろ提案されている論点を踏まえて議論すること、第二に、総合的な視野で社会保障を考えたいとい